

令和7年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会

日 時 令和7年3月28日（金）
午後4時

場 所 市役所第3分庁舎 防災会議室1

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- (1) 議案第6号 ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について
- (2) 議案第7号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- (3) 議案第8号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について
- (4) 議案第9号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について
- (5) 協議事項2 ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定（案）について

4 閉 会

議案第 6 号

ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政
の推進に関する条例施行規則制定について

ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例施行規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 8 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政
の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 教育委員会が所管する手続等を，ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年条例第25号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては，他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか，この規則の定めるところによる。

2 教育委員会が所管する手続等（情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては，他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか，情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

(準用)

第2条 教育委員会が所管する手続等に係る情報通信技術活用条例の施行については，ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成16年規則第44号）の例による。

付 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

参考資料

○ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

平成16年7月9日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長等が所管する手続等を、ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年条例第25号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 市長等が所管する手続等（情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又は市長に置かれる機関若しくは市長の管理に属する機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等の規定上独立に権限を行使することを認められたもの

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 情報通信技術活用条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (4) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 情報通信技術活用条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 情報通信技術活用条例第5条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 情報通信技術活用条例第5条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 情報通信技術活用条例第6条第1項本文に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、情報通信技術活用条例第6条第1項本文の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 情報通信技術活用条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 情報通信技術活用条例第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかに

する措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することとする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 情報通信技術活用条例第6条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、情報通信技術活用条例第7条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第14条 市長等は、情報通信技術活用条例第8条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 情報通信技術活用条例第8条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(適用除外)

第16条 情報通信技術活用条例第9条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長が認める手続等

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市長が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める
手続等

(情報通信技術活用条例第10条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第17条 情報通信技術活用条例第10条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第10条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、市長等の所管に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年7月12日から施行する。

付 則 (令和7年規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年 3月28日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則(平成6年教委規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中エを削り，オをエとする。

付 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|--|----|
| <p>(所管学校)</p> <p>第2条 共同調理場が学校給食を調理し、配送を行う学校等（市立の小学校若しくは中学校又は幼稚園をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 那珂湊第三小学校共同調理場 次の学校等 ア～ウ 略 エ <u>那珂湊第一幼稚園</u> オ 略</p> <p>2 略</p> | <p>(所管学校)</p> <p>第2条 共同調理場が学校給食を調理し、配送を行う学校等（市立の小学校若しくは中学校又は幼稚園をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 那珂湊第三小学校共同調理場 次の学校等 ア～ウ 略 エ 略</p> <p>2 略</p> | |

議案第 8 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 8 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和3年教委告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この告示は，令和7年4月1日から施行する。

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(実施日及び休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日においては、事業は、実施しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該幼稚園の創立記念日</u></p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> | <p>(実施日及び休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日においては、事業は、実施しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> | |